

令和5年第1回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年3月1日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 3月1日 午前10時00分
4. 応招議員 13名

1番議員	小宮山 定彦 君	8番議員	栗田 隆 君
2 "	大森 茂彦 君	10 "	滝沢 幸映 君
3 "	山城 峻一 君	11 "	吉川 まゆみ 君
4 "	祢津 明子 君	12 "	西沢 悦子 君
6 "	大日向 進也 君	13 "	塩野入 猛 君
7 "	玉川 清史 君	14 "	中嶋 登 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 12名
7. 欠席議員 9番議員 朝倉 国勝 君
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山村 弘 君
副 町 長	宮崎 義也 君
教 育 長	清水 守 君
会 計 管 理 者	大井 裕 君
総 務 課 長	臼井 洋一 君
企 画 政 策 課 長	伊達 博巳 君
住 民 環 境 課 長	竹内 禎夫 君
福 祉 健 康 課 長	堀内 弘達 君
商 工 農 林 課 長	竹内 祐一 君
建 設 課 長	関 貞巳 君
教 育 文 化 課 長	長崎 麻子 君
収 納 対 策 推 進 幹	鳴海 聡子 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	清水 智成 君
総 務 課 長 補 佐	瀬下 幸二 君
総 務 係 長	宮嶋 和博 君
総 務 課 長 補 佐	宮下 佑耶 君
財 政 係 長	竹内 優子 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	細田 美香 君
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	
子 ども 支 援 室 長	
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北村 一朗 君
議 会 書 記	柳澤 ひろみ 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 議案第 7 号 長野広域連合規約の変更について
- 第 7 議案第 8 号 長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議について
- 第 8 発委第 1 号 坂城町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 9 号 坂城町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議案第 10 号 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 11 号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 12 号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 13 議案第 13 号 坂城町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 14 議案第 14 号 令和 5 年度坂城町一般会計予算について
- 第 15 議案第 15 号 令和 5 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
- 第 16 議案第 16 号 令和 5 年度坂城町下水道事業特別会計予算について
- 第 17 議案第 17 号 令和 5 年度坂城町介護保険特別会計予算について
- 第 18 議案第 18 号 令和 5 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

11. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和 5 年第 1 回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前に、9 番 朝倉国勝君から欠席の届出がなされております。また、カメラ等の使用の届出がなされておられ、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（小宮山君） 会議規則第127条の規定により、14番 中嶋 登君、2番 大森茂彦君、3番 山城峻一君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（小宮山君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月20日までの20日間といたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月20日までの20日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は、明日3月2日午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（小宮山君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） 改めまして、おはようございます。本日ここに、令和5年第1回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご出席をいただき開会できますことを心から感謝申し上げます。

さて、先月24日で、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻開始から丸1年が経過いたしました。侵攻は現在も続いており、長期化の様相を呈しております。

この間、当町におきましては、町国際交流協会が中心となって、これまでに650万円を超える義援金を現地へ送り、ポーランドへ避難をされたウクライナの方々への支援に加え、ウクライナ国内に開設された避難所への支援物資の輸送などの活動支援に活用されております。

また、町議会におきましても、昨年3月定例会におきまして、「ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議し、平和的解決を求める決議」を全会一致で可決し、厳正な姿勢を表明されました。

こうした活動に対し、ポーランドのツェレスティヌフ郡の議長並びに郡長、ウクライナのリュウ州のカメンナ・ブツカ市とグリニャニ市の市長から、先日感謝状を頂きました。

感謝状には、感謝の言葉に加えて、当町からの義援金により、被災者から求められた支援に対応できたこと、支援により困難に打ち勝つことができると信じていることなどが書かれてお

り、侵攻が続く中、お送りいただいたそれぞれのメッセージに、深く感銘を受けたところであり
ます。

町国際交流協会によるウクライナへの義援金につきましては、現在も企画政策課窓口のほか、
同協会の特設口座への振込にて受け付けておりますので、引き続きのご協力をお願いいたしま
す。

また、多くの犠牲者が出ていますトルコ・シリアで発生した地震による被災者に対する支援
につきましても、福祉健康課窓口と社会福祉協議会窓口にて救援金の受付を行っておりますの
で、多くの皆様のご支援、ご協力をお願いしたいと思っております。

さて、全国のコンビニエンスストア等で住民票の写しなどの各種証明書が受け取れる「コン
ビニ交付サービス」の運用を1月31日からスタートいたしました。

運用開始から1か月が経過したところでありますが、2月末現在の発行証明書につきまして、
住民票の写し67件、印鑑登録証明書39件、戸籍関係の証明書12件、所得・課税・扶養証
明書4件の計122件を発行いたしました。

コンビニ交付サービスの特徴は、「いつでも」「どこでも」サービスを受けることができ、
役場の窓口で交付している各種証明書が、開庁時間外や休日においても身近な場所で取得でき
ることであり、町内はもとより、県内外のコンビニの店舗でご利用いただいております。

町といたしましては、引き続き、マイナンバーカードの普及促進を図り、デジタル化の推進
を通じて、住民サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

さて、先月2日の臨時会でお認めいただきました、出産・子育て応援交付金事業につきまし
て、準備が整った8日以降、妊娠の届出をいただいた方などから対応を始めております。

また、本事業は令和4年4月1日以降にお生まれのお子さんや、同日以降に妊娠の届出をさ
れた方についても、給付金の遡及交付の対象としており、該当する方には既に申請案内を送付
し、手続きが整った方から給付金の支払いを進めているところであります。

本事業は全ての妊婦・子育て世帯に対し、妊娠届出時及び出産後の乳児全戸訪問時において
実施する、保健師による面談及びアンケートに加え、出産を間近に控えた妊娠8か月頃の妊婦
に対しアンケートに回答いただき、必要な支援を行うほか、出産応援給付金及び子育て応援給
付金を支給し、子育て家庭への経済的な支援を行う新たな子育て支援策でありますので、町
ホームページや広報を通じて制度の周知を図ってまいります。

さて、2月8日、坂城テクノセンターを会場に、新春経済講演会が3年ぶりに対面で開催さ
れました。今回は、リーダー・ビジネス研究所の川村真二代表を講師にお迎えし、「これから
の坂城町企業・リーダーのあり方」と題して講演をいただきました。

過去の偉人や哲学、思想、また、現代の日本企業のトップへのインタビューや、昨年発刊し
ました「平成の産業史」に掲載されている町の企業経営者のインタビュー記事などから共通し

て見えてくる、持続的な企業発展やリーダーに必要な資質についてわかりやすくお話しいただき、聴講に来られた多くの町内企業の皆さんが熱心に耳を傾けました。

また、21日には、坂城駅周辺を中心市街地のにぎわいと地域の活性化を推進するため、小宮山議長、大日向坂城駅周辺活性化特別委員長をはじめ、町商工会や地元区長、学識経験者の方などにご参加いただき、町並み整備のための意見交換会を開催いたしました。

意見交換会では、今年度実施しました鉄の展示館西側の整備工事や、昨年末に寄附をいただいた鉄の展示館北側の土地・家屋の現状等について説明し、現地をご確認いただいた後、今後の利活用について意見交換を行いました。地域活性化など、まちづくりの重要なエリアとなりますので、地域関係者のご意見も踏まえながら、整備を進めていくことが大切であると考えております。

さて、世界の経済情勢であります。日本総研などによりますと、アメリカの景気は、住宅需要の低迷の長期化など、懸念材料はあるものの、足元の景気はサービス消費を中心に堅調に推移しており、昨年10～12月期の実質GDP成長率は、前期比年率プラス2.9%と前期に続いて高めの伸びとなっております。また、ヨーロッパにおける10～12月期の実質GDPは、前期比年率プラス0.5%と伸びが鈍化しておりますが、足元では企業の景況感に底入れの兆しが見えており、底堅さを維持している状況となっております。

また、中国におきましては、ゼロコロナ政策に基づく活動制限を背景に10～12月期の実質GDPが前期比伸び率「ゼロ」と、前の期のプラス16.5%から大きく失速しておりますが、先行きについては、12月に打ち出されたゼロコロナ政策の撤廃によりサービス消費の増加が見込まれており、景気の回復が見通されております。

続いて国内の状況であります。内閣府による1月の「月例経済報告」では、「景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。」としております。また、「先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。」としながらも、「世界的な金融引き締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要がある。」と付け加えております。

また、長野県内の状況につきましては、日銀松本支店が2月に発表した「金融経済動向」によりますと、公共投資、住宅投資、設備投資、個人消費の個別観測から「生産は高水準ながらも、一部で弱めの動きとなっている。雇用・所得は持ち直している。」とし、総論として「長野県経済は、一部に弱い動きがみられるものの、持ち直しの動きが続いている。」としております。

当町におきましては、1月に実施いたしました町内の主な製造業20社の経営状況調査の結

果では、生産量は、3か月前との比較で、プラスとした企業が11社から8社に減少し、売上げについてもほぼ同じ状況で、国や県の観測と同様の傾向がうかがえる結果となっております。

また、雇用については、10月～12月の実績が、総計で37人の増と、前回調査に比べ16人増加しており、本年4月の雇用予定では、全ての企業が増員または減員分の補充を予定しており、全体では110人の増員予定となっております、こちらも国、県と同様の傾向がうかがえるところとなっております。

ウクライナ侵攻の長期化や新型コロナの動向など、世界経済の先行きが不透明であります、当町の企業や経済が持続的に成長していくことを願うところであります。

続きまして、令和5年度一般会計当初予算（案）について申し上げます。

ご案内のとおり、令和5年度は統一地方選挙の年でありますので、骨格予算編成といたしました。義務的経費や制度によるもの、また、継続事業などを中心に予算を計上し、歳入歳出予算の総額につきましては、63億6千万円、前年度と比較してマイナス12.6%、9億2千万円の減額といたしました。

まず、歳入といたしまして、町の財政の根幹を担う町税につきましては、コロナ禍から社会経済活動の正常化が進む中、企業の業績につきましても回復傾向がうかがえることから、法人町民税につきましては、前年度に対しまして9,300万円の増額を、個人町民税につきましても2千万円の増額を見込み、町民税全体で11億1,360万円を計上いたしました。

また、固定資産税につきましては、償却資産における企業の現有資産の減少と鉄道施設などの減価償却に伴う大臣配分の減額を勘案する中で、前年度に対しまして3,100万円の減額を見込み、町税全体では、前年度対比プラス3.5%、8,864万7千円の増額となる25億9,792万9千円を計上いたしました。

地方交付税につきましては、地域のデジタル化の推進に係る項目や光熱水費高騰分の対応経費等が、普通交付税の基準財政需要額に算定されることに加え、普通交付税の振替財源となる臨時財政対策債につきまして、その発行総額が大幅に抑制される方向であることなどを踏まえ、前年度に対し2億円の増となる11億1千万円を計上いたしました。

また、国庫支出金につきましては、新型コロナ予防接種負担金等の減少を見込む中で、5,185万7千円減額の5億6,453万4千円。ふるさと寄附金につきましては、今年度の実績等を踏まえ、前年度と同額の1億2千万円を計上いたしました。

繰入金につきましては、びんぐし湯さん館や町体育館の改修事業の完成等により、前年度対比マイナス68.9%となる3億7,249万円を計上いたしております。

また、町債につきましては、先ほど申し上げました臨時財政対策債の減額などを見込む中で、前年度対比3億3千万円の減額となる1億7,140万円を計上しております。

続いて、歳出であります、投資的経費につきましては、金井地区で事業を進めております

町道A01号線道路改良事業や、昭和橋等の橋梁修繕事業など、継続事業として引き続き工事を進めてまいります。また、国や県の制度や予算の関係などから、当初計上が求められる事業として、防災重点ため池2か所の耐性評価を行う農村地域防災減災事業、会地排水門の自動化を行う農業水路等長寿命化防災減災事業などの経費を計上しておりますが、総額では前年より約9億3,600万円の大幅な減額となる3億5,013万7千円といたしたところであります。

義務的経費につきましては、人件費が13億8,094万2千円、障がい者へのサービス給付費や児童手当、福祉医療などの扶助費につきましては6億9,985万7千円。公債費につきましては6億374万4千円を計上いたしました。

また、その他の経費といたしまして、町内への移住者や定住者に対する移住定住促進事業補助金や、GIGAスクール構想推進事業に係る情報通信機器等の保守料など、切れ目なく事業を進めるための経費のほか、新たに盛り込む、中学生の部活動地域移行に係る経費や、来年度見直しが必要となる、橋梁長寿命化計画や障害者計画などの策定に係る経費などを含めて、33億2,532万円を計上いたしております。

そうした中、新型コロナワクチン接種につきましては、町において、1・2回目の初回接種を完了してから3か月以上を経過した12歳以上の方を対象としたオミクロン株対応ワクチンの集団接種、5歳から11歳の小児を対象とした初回接種を、集団接種でいずれも月1回程度実施しております。

令和5年度の新型コロナワクチン接種につきましては、厚生労働省が、4月以降も全ての接種対象者の無料接種を継続する方針を固め、次の追加接種につきましては、春夏、5月から8月に65歳以上の高齢者をはじめとした、重症化リスクの高い方を対象とし、また、秋冬、9月から12月には、希望する全ての方を対象として接種を実施する方針が示されたところであります。

現状、4月以降のワクチン接種の具体的な対応について、国から示されていない中ではありますが、当面必要と思われるコールセンター委託料や、接種券の発送等に係る人件費、接種委託料等を当初予算に計上させていただいたところであります。

また、中学校の部活動の地域移行につきましては、令和5年度から休日の部活動を、学校活動から地域活動へ段階的に移行していくことを目指す中で、千曲市と共同して、新たな地域の活動の場となる「千曲坂城クラブ」を3月末に立ち上げ、4月から活動できるよう準備を進めているところであります。

当初予算に、地域移行に係るクラブへの負担金を計上するとともに、千曲坂城クラブの生徒が当町の施設を利用できるよう、学校施設の開放に係る条例の改正を今議会に上程し、対応してまいりたいと考えております。更埴地域の中学校の生徒たちが、お互いに切磋琢磨し、ます

ます活躍されることを期待しております。

国民健康保険につきましては、長野県が財政運営の責任主体となり、町では、県全体の医療費などを賄うための財源として県が算定した納付金を納める仕組みとなっております。先般、令和5年度の納付金額が提示され、町では、これに基づき保険税率を算定したところでありませう。税率の算定にあたりましては、昨今の社会情勢等を踏まえ、加入者の皆様の負担の増加を考慮し、町独自の激変緩和措置を講じる中で、算定方式の3方式移行に向けた改正にとどめ、令和4年度とほぼ同額程度のご負担をお願いすることとし、国民健康保険運営協議会にお諮りし、お認めをいただいたところであります。

また、出産育児一時金につきましても、健康保険法施行令の改正に合わせまして、現行の本人給付分40万8千円に、産科医療補償制度の掛金1万2千円を加えた総額42万円から8万円を増額し、本人給付分48万8千円と産科医療補償制度掛金1万2千円を合わせ、総額を50万円とする改正を予定しており、税率改定とともに、今議会に関係条例の改正議案を上程させていただきます。

今議会に審議をお願いする案件は、人事案件1件、広域連合の規約の変更が1件、広域連合の財産処分の協議が1件、条例の一部改正が5件、令和5年度の一般会計予算及び特別会計予算4件の計13件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎日程第4「諸報告」

議長（小宮山君） 監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。また、株式会社まちづくり坂城から第21期経営状況報告書が提出されております。

議長（小宮山君） 日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から、日程第7「議案第8号 長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議について」までの3件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（小宮山君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、順次議案第8号までご説明申し上げます。

まず、日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

本年6月30日をもって、3年間の任期が満了となる田原茂樹氏に、人権擁護委員として引き続きご尽力いただきたく、法務大臣へ推薦するにあたって議会の意見を求めるものであります。

田原氏は、長年民間企業に勤務した後、県内高等学校等において就職支援員や自立支援コーディネーターとして勤められ、平成26年7月から人権擁護委員として活動いただいているところであります。その間、平成31年4月から令和4年3月まで上田人権擁護委員協議会事務局長として活躍され、令和4年4月からは長野県人権擁護委員連合会事務局長として活躍されているところであります。

人格、識見ともに優れ、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方であります。

次に、議案第7号「長野広域連合規約の変更について」ご説明申し上げます。

長野広域連合が長野市信州新町地区で運営しております、特別養護老人ホーム久米路荘及び信州新町デイサービスセンターを、令和5年4月1日付で社会福祉法人に移管すること等に伴い、長野広域連合規約の一部を変更するものであります。

変更の主な内容といたしましては、広域連合の処理する事務、広域計画の項目及びデイサービスセンターの管理及び運営に関する経費の負担割合の規定から、信州新町デイサービスセンターを削除するとともに、特別養護老人ホームの設置、管理及び運営に関する経費の関係市町村負担割合の規定から久米路荘を削除し、併せて所要の条文整備を行うものであります。

次に、議案第8号「長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議について」ご説明申し上げます。

長野広域連合が運営する特別養護老人ホーム久米路荘及び信州新町デイサービスセンターを令和5年4月1日付で社会福祉法人に移管することに伴い、久米路荘の建物及び物品類、信州新町デイサービスセンター物品類を移管先法人へ譲渡するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（小宮山君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時27分～再開 午前10時37分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

◎日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）適任」

◎日程第6「議案第7号 長野広域連合規約の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第7「議案第8号 長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議について」
「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

議長（小宮山君） 日程第8「発委第1号 坂城町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」から日程第18「議案第18号 令和5年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」までの11件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（小宮山君） 朗読が終わりました。

趣旨説明を求めます。

議会運営委員長（塩野入君） 発委第1号 坂城町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、趣旨説明をいたします。

個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、地方公共団体には改正後の法律において全国的な共通ルールが適用されますが、議会は独立性を確保するという考え方から、法律の適用除外となりました。

本案は、議会として、引き続き個人情報の適正な取扱いを確保する必要があることから、新たに条例を制定するものであります。

条例の内容につきましては、個人情報等の取扱い、個人情報の開示、訂正及び利用停止などを規定するものであります。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただきご賛同賜りますようお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

議長（小宮山君） 続いて、提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、続きまして、議案第18号までご説明申し上げます。

まず、議案第9号「坂城町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、町の利子補給制度の対象となる融資を受けた町内事業者に対して実施する利子補給事業について、令和4年度においても国の地方創生臨時交付金を原資として事業を実施することができ、今後の利子補給金を積み立てることが可能であるため、本条例の有効期限の延長を行うものであります。

条例の内容といたしましては、本条例の有効期限を令和9年3月31日から令和10年3月31日に改めるものであります。

議案第10号「坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に合わせ、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、民法及び児童福祉法における親権者等による子どもへの懲戒権に関する規定が、児童虐待防止の観点から削除されたことに伴い、条例中の懲戒に関する規定を削除するものであります。

議案第11号「坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、健康保険法施行令の改正に合わせ、国民健康保険における出産育児一時金の支給額を改正するものであります。

出産育児一時金につきましては、現在、一時金40万8千円と合わせて、産科医療補償制度を利用した場合、規則で定める加算額1万2千円を合計した42万円が支給されているところであり、

今回の改正におきまして、条例で定める一時金の額を8万円引き上げた48万8千円とし、加算額との合計額を50万円とするものであります。

議案第12号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、坂城町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。今回の税率改正は、令和9年度までに段階的に資産割をなくしていくという方向性の中で、医療給付費分の資産割の率を引き下げ、後期高齢者支援金分の所得割の率を引き上げるもので、医療給付費分の税率について、資産割4.5%を1.8%に改めるとともに、後期高齢者支援金分の税率について、所得割2.55%を2.7%に改めるものであります。

所得階層により若干の税額の変動はございますが、町独自の激変緩和措置を講じる中で、課税世帯全体では年間の賦課額が現年度を上回らない範囲での改定としており、税負担を一定程度に抑えた中での改正としているところであります。

なお、本改正の内容につきましては、2月7日に開催した国民健康保険運営協議会においてご審議を賜り、答申いただいたものであります。

議案第13号「坂城町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、来年度より休日の中学校部活動が地域移行するにあたり、担い手となる千曲坂城クラブが学校施設を利用できるよう、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、中学校部活動から移行する千曲坂城クラブは、更埴地域の6中学校が対象となり、坂城町及び千曲市の活動を希望する生徒が、それぞれの専門部に所属

し、坂城町・千曲市の各施設において活動することとなります。そのため、坂城中学校以外の生徒も町内学校施設が利用できるよう改めるものであります。

また、生涯学習の一端を担う社会体育の団体におきましては、社会の多様化や高齢化により活動人員の減少が見られるため、一般の利用につきましても、一定の人数を確保して活動ができるよう、利用者条件について併せて改めるものであります。

議案第14号「令和5年度坂城町一般会計予算について」ご説明申し上げます。

新年度の予算編成につきましては、4月に統一地方選挙を控えていることから、経常的経費及び継続事業を中心とした骨格予算編成といたしました。

令和5年度坂城町一般会計の歳入歳出予算の総額は63億6千万円で、前年度との比較ではマイナス12.6%、9億2千万円の減額となっております。

歳入の主な内容について申し上げますと、初めに、町税につきましては、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、企業の業績も回復傾向であるため、法人町民税は、前年度対比プラス31.3%、9,300万円の増額、個人町民税は、前年度対比プラス2.9%、2千万円の増額とし、町税全体ではプラス3.5%、8,864万7千円の増額となる25億9,792万9千円を計上しております。

次に、地方交付税につきましては、地域のデジタル化の推進に係る項目や光熱水費高騰分の対応経費等が、普通交付税の基準財政需要額に算定されることに加え、普通交付税の振替財源となる臨時財政対策債につきまして、国の発行総額が大幅に抑制される方向であることなどから、前年度に対し2億円増額となる11億1千万円を計上いたしました。

国庫支出金につきましては、町道A01号線や橋梁修繕事業などに係る社会資本整備総合交付金の減少や、新型コロナ予防接種負担金等の減少を見込む中で、5,185万7千円減額となる5億6,453万4千円を計上いたしました。

また、県支出金につきましては、防災減災事業として、ため池の耐性評価に係る農村地域防災減災補助金を計上したところではありますが、参議院議員選挙等の選挙委託金の減少等により、1,312万3千円減額となる3億6,989万円を計上いたしました。

寄附金は、ふるさと寄附金の今年度実績等を踏まえ前年度と同額を計上し、また、繰入金は、長野広域連合のごみ処理施設建設公債費等に充当する広域行政事業基金の繰入れのほか、ふるさとまちづくり基金、財政調整基金からの繰入金を計上したところではありますが、びんぐし湯さん館や町体育館の改修事業の完成等により、前年度対比マイナス68.9%となる3億7,249万円を計上したところでもあります。

また、町債につきましては、町道A01号線道路改良、舗装修繕事業、昭和橋等の橋梁修繕事業に係る公共事業等債や臨時財政対策債など、1億7,140万円を計上いたしました。

続いて、歳出の主な内容ではありますが、投資的経費につきましては、金井地区で事業を進め

ております町道A01号線道路改良事業や、昭和橋等の橋梁修繕事業など、継続事業として引き続き工事を進めてまいります。

また、豪雨等による水害を事前に防ぐための事業として、ため池の耐性評価、六ヶ郷用水の水門や会地排水門の自動化を行う防災・減災事業に係る予算を、国や県の予算の関係などから計上しておりますが、びんぐし湯さん館リニューアル改修事業や町体育館の耐震及び大規模改修事業の完了等により、前年度比マイナス72.8%、9億3,553万2千円の大幅な減額となる3億5,013万7千円を計上いたしました。

義務的経費につきましては、障がい者へのサービス給付費や、児童手当、福祉医療などの扶助費について、0.5%の減となる6億9,985万7千円、人件費は0.4%の増となる13億8,094万2千円、公債費については1.9%の増となる6億374万4千円をそれぞれ計上しております。

その他の経費といたしまして、新生児の聴覚検査費用に対する助成や中学生の部活動地域移行に係る経費のほか、橋梁長寿命化計画や障害者計画など定期的な見直しが必要な計画の策定に係る経費などを新たに計上いたしました。また、継続事業として、住宅用の太陽光発電設備など再生エネルギー設備の導入を支援するスマートエネルギー設備設置補助金や、町内への移住者や定住者を促進するための移住定住促進事業補助金のほか、子どもたちの教育環境の充実を図るため、GIGAスクール構想推進事業に係る情報通信機器等の保守料などを含めて、33億2,532万円を計上しております。

以上、令和5年度一般会計当初予算の概要についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、後ほど担当課長から説明いたします。

次に、議案第15号「令和5年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

国民健康保険につきましては、県が財政運営の責任主体となり、町では、県全体の医療費などを賄うための財源として県が算定した納付金を納める仕組みとなっております。

本予算案は、保険税収入を主な原資として県へ納める事業費納付金及び県からの交付金を原資に支払う医療費に対する保険給付費等を計上するものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億3,693万6千円とするもので、前年度対比1,927万1千円、1.3%の減であります。

歳入の主な内容といたしましては、国民健康保険税2億6,353万1千円、県支出金10億8,597万8千円、繰入金8,355万6千円等であり、歳出の主な内容につきましては、保険給付費10億6,899万5千円、国保事業費納付金3億3,703万8千円等であります。

続きまして、議案第16号「令和5年度坂城町下水道事業特別会計予算について」ご説明申

上げます。

下水道事業につきましては、今後、点在する町内の未整備地区の整備等を進めてまいります。

本予算案の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億1,741万5千円とするもので、前年度対比5,882万5千円、7.6%の減であります。

歳入の主な内容といたしましては、下水道受益者負担金1,470万円、下水道使用料1億7,810万円、管渠工事に係る国庫補助金2,100万円、一般会計からの繰入金2億9,200万円、町公共下水道及び千曲川流域下水道事業に係る下水道事業債2億1,150万円等であります。

一方、歳出の主な内容につきましては、下水道全般に係る一般管理費1,177万9千円、下水道の維持管理に係る施設管理費1億1,026万5千円、公共下水道の整備事業費1億8,346万8千円、流域下水道の整備事業費1,990万円、事業の元利償還に係る公債費3億9,200万1千円等であります。

議案第17号「令和5年度坂城町介護保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

令和5年度は、第8期介護保険事業計画の最終年度にあたり、本予算案は、この事業計画と給付状況の推移等を勘案し予算を計上するものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億4,167万9千円とするもので、前年度対比1,842万1千円、1.3%の増であります。

歳入の主な内容といたしましては、介護保険料2億9,210万円、国庫支出金3億3,374万7千円、支払基金交付金3億7,708万8千円等であり、歳出の主な内容につきましては、保険給付費13億4,898万円、地域支援事業費6,903万5千円等であります。

最後に議案第18号「令和5年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と一定程度の障がいがある65歳から74歳までの希望者が加入する医療保険制度であります。

市町村では、被保険者の皆様から保険料を徴収し、制度運営主体である後期高齢者医療広域連合へ納付することとされており、必要な予算を計上するものであります。

本予算案の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,779万1千円とするもので、前年度対比2,154万2千円、9.1%の増であります。

歳入の主な内容といたしましては、後期高齢者医療保険料2億732万5千円、繰入金4,994万円等であり、歳出の主な内容につきましては、総務費129万3千円、後期高齢者医療広域連合納付金2億5,597万6千円等であります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（小宮山君） 続いて、議案第14号「令和5年度坂城町一般会計予算について」各課長等の詳細説明を求めます。

初めに、歳入について。

財政係長（宮嶋君） 令和5年度坂城町一般会計予算につきまして、初めに歳入についての詳細説明を申し上げます。

予算書の第1表歳入歳出予算のうち2ページから5ページ、飛びまして9ページ第2表地方債と附属の当初予算資料1ページから2ページの歳入内訳表により、款別にご説明申し上げます。

予算書2ページ、第1表歳入歳出予算と附属の当初予算資料2ページをご覧ください。

初めに款1の町税についてでございます。町税全体につきましては、令和4年度対比プラス3.5%、8,864万7千円の増額となる25億9,792万9千円を計上いたしております。

項ごとに申し上げますと、項1町民税については、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、企業の業績も回復傾向であるため、法人分については、前年度対比プラス31.3%、9,300万円の増額、個人分についても、前年度対比プラス2.8%、2千万円の増額、項2固定資産税につきましては、償却資産における現有資産の減少と、大臣配分による償却資産等の減額などを見込み3,115万3千円の減額、また、前年度実績から、項3軽自動車税は150万円の増額、項4たばこ税は500万円の増額、項6入湯税は30万円の増額といたしました。

続きまして、款2地方譲与税でございますが、前年度実績や国の予算要求額等を考慮しまして、地方譲与税全体で、前年度対比プラス0.1%となる5,853万4千円を計上いたしております。

次に、款3利子割交付金は、前年度対比マイナス44%の56万円、款4配当割交付金は、前年度と同額の510万円、款5株式等譲渡所得割交付金は、プラス25%の700万円としておりますが、いずれも4年度の金融状況や交付実績、また県における交付見込額等を踏まえての予算計上であります。

続いて、2年度から交付されている款6法人事業税交付金については、3年間の経過措置が終了し、マイナス26.7%となる3,300万円を計上し、款7地方消費税交付金につきましては、4年度の実績見込みを考慮等する中で、プラス3.3%の3億1千万円の計上でございます。

3ページに移りまして、款8環境性能割交付金につきましては、環境性能割は、自動車の購入時においてその自動車の環境性能に応じ購入者に対し課税され、交付金として都道府県及び市町村に交付されるもので、環境性能割交付金につきましては、50万円の増額といたしたと

ころでございます。

款9 地方特例交付金、項1 地方特例交付金につきましては、個人住民税における住宅借入金控除の実施に伴う減収分を補填するために市町村に交付されるもので、国の予算要求額等を考慮いたしまして100万円の減額、また、項2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、令和8年度までの間、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、固定資産税を軽減する特例措置に対する減収分を市町村に補填するもので、1,900万円を計上いたしました。

次に、款10 地方交付税でございます。国の予算総額は約18.4兆円で、前年度に比べ0.3兆円の増額の見通しとなっております。当町の普通交付税につきましては、国の動向やこれまでの交付額を参考に、地域のデジタル化の推進に係る項目や、光熱水費高騰分の対応経費等が普通交付税の基準財政需要額に算定されることに加え、普通交付税の振替分として発行される臨時財政対策債は、国の発行総額が前年度に対し約0.8兆円減と大幅に抑制される方向であることなどから、前年度から2億円の増額、特別交付税においては、交付実績等から前年度と同額を見込み、地方交付税全体では前年度対比プラス22.0%、11億1千万円を計上いたしております。

款11 交通安全対策特別交付金につきましては、交付実績を踏まえ、前年度と同額の200万円を計上、また、款12 分担金及び負担金につきましては、更埴地域勤労者共済会の運営負担金について、財政状況を勘案する中で、当町も含め千曲市負担分も増額となることなどから、前年度対比プラス5.5%、175万3千円の増額となる3,377万1千円を計上いたしております。

款13 使用料及び手数料につきましては、主に、町営住宅や公園施設の使用料、戸籍・住民基本台帳の証明関係や家庭系一般廃棄物処理に係る手数料などで、前年度の実績等を考慮いたしまして、前年度から119万4千円の減額となる6,977万1千円を計上いたしております。

続いて、款14 国庫支出金につきましては、主なものとして、障害者自立支援給付や児童手当などに係る民生費の負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る負担金・補助金、また、道路改良、橋梁修繕事業などに係る土木費の補助金などで、令和5年度においては、新型コロナ予防接種負担金等の減額を見込む中で、国庫支出金全体で前年度対比マイナス8.4%、5,185万7千円の減額となる5億6,453万4千円を計上いたしております。

次に、3ページから4ページにかけての款15 県支出金につきましては、主なものとして民生費に係る負担金及び補助金、農林水産業費に係る補助金、県民税徴収委託金などで、農林水産業費において、ため池地震耐性評価に係る農村地域防災減災事業補助金を新たに計上したところではありますが、参議院議員選挙等の選挙委託金の減少等により、県支出金全体で前年度対

比マイナス3.4%、3億6,989万円を計上いたしております。

款16財産収入につきましては、普通財産の貸付料や基金積立金利子等で954万8千円、款17寄附金は、ふるさと納税事業によるふるさと寄附金の実績などを踏まえ、前年度と同額の1億2,000万1千円を見込んだところであります。

次に、款18繰入金につきましては、財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金から事業に必要な財源について繰り入れたものなどで、主なものとしては、長野広域連合へのごみ処理施設建設事業負担金に対する広域行政事業基金の繰入れや、ふるさとまちづくり基金などの繰入金を計上したところでありますが、びんぐし湯さん館や町体育館の改修事業の完成等により、来年度は基金からの繰入れの大幅な減額が見えることから、繰入金全体では、前年度から8億2,441万3千円の減額となる3億7,249万円を計上しております。

一つ飛びまして、款20諸収入につきましては、中小企業振興資金貸付預託金の元利収入、学校給食費納入金などが主なもので、項5雑入につきましては、今年度稼働開始となったちくま環境エネルギーセンターに係る一般廃棄物処理手数料分配金について、今年度の実績等を勘案する中で770万円減額を見込み、諸収入全体では、778万7千円の減額となる4億8,397万2千円を計上しております。

次に款21町債につきましては、道路改良事業や橋梁修繕事業などに係る公共事業等債9,630万円、県営かんがい排水事業に係る一般補助施設整備等事業債440万円、国の発行総額が大幅に抑制される見込みである臨時財政対策債につきましては、前年度から1億4千万円の減額となる6千万円を見込みまして、町債全体では、3億3千万円の減額となる1億7,140万円を計上しております。

なお、令和5年度末の町債残高は57億7千万円程度になる見込みであります。

また、9ページ、第2表地方債につきましては、款21町債の内容に関するもので、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めたものでございます。

以上、歳入予算の総額は63億6千万円で、前年度と比較いたしまして、マイナス12.6%、金額で9億2千万円の減額予算でございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

議長（小宮山君） 続いて、歳出について詳細説明を求めます。

なお、議会費は省略いたします。

総務課長（臼井君） 歳出につきまして、順次ご説明を申し上げます。

説明書27ページから32ページでございます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は特別職、総務課、企画政策課、会計室等の職員と会計年度任用職員の人件費、一般会計に係る職員全体の退職手当負担金等を計上いたしております。

続きまして、30ページ職員研修事業では、人材育成の研修、接遇研修などを行い、住民

サービスの向上に努めてまいります。

31ページにかけての職員厚生事業は、市町村職員互助会負担金等でございます。

同じく31ページの目2文書費につきましては、町から発送いたします文書の郵送料、庁舎等で使用しているコピー機などの賃借料でございます。

32ページにかけての目3財政管理費、財政一般経費のうち印刷製本費は当初予算書の印刷費、有料道路通行料につきましては、町全体の経費を計上しております。

会計管理者（大井君） 続きまして、32ページ、目4会計管理費につきましては、節10需用費のうち消耗品費の役場全体で使用する事務用品の購入費用、印刷製本費の決算書や封筒などの印刷費用。また、節11の役務費では、公金収納及び指定金融機関の八十二銀行派出業務等の手数料などが主なものでございます。

企画政策課長（伊達君） 続きまして、目5財産管理費の主なものは、町の普通財産の管理などに要する経費でございます。

続いて、33ページにかけての目6企画費、企画政策推進経費の主なものは、長野、上田両広域連合の総務管理に係る経費のほか、町内への移住定住を図るための移住定住促進事業補助金や、首都圏などからの移住者で、一定の要件を満たす方に交付するUIJターン就業・創業移住支援金などを計上いたしました。

続きまして、温泉管理事業は、温泉施設の維持補修経費のほか、町民や障がい者、消防団員の入館割引に係る負担金、びんぐし湯さん館の施設整備等の基金積立てなどが主なものでございます。

次に34ページにかけてのまちづくり推進事業では、行政協力員の謝礼と広報等の配布などに係る行政事務委託のほか、全戸を対象とした自治会活動保険への加入経費や、自治区等自主的な取組を支援する地域づくり活動支援事業補助金を計上いたしました。また、ふるさとまちづくり基金への積立金のほか、これまで公園管理一般経費にて計上しておりました子どもフェスティバル補助金について、さかきっずフェスタ補助金として計上してございます。

続きまして、国際交流事業は、諸外国との民間交流を進めている国際交流協会への補助金が主なものでございます。

次に、35ページにかけてのスマートタウン構想事業の主なものは、脱炭素化を推進するため、住宅用太陽光発電システムや家庭用リチウムイオン蓄電池システムなどのスマートエネルギー設備導入補助事業に要する経費でございます。

ふるさと納税事業は、返礼品に要する経費や、全国から寄附を受けやすい体制を整え寄附者への利便性の向上を図る委託経費など、ふるさと納税に係る経費を計上してございます。

続きまして、36ページにかけての目7広報広聴費、広報広聴一般経費につきましては、行政の情報システムの運用管理に要する経費で、主なものはサーバーなどのインターネット関連

機器の保守料とリース料、インターネットサービス等の使用料でございます。

次に、広報発行业は「広報さかき」発行に要する経費で、印刷製本費が主なものでございます。

電子自治体事業では、行政間の専用回線である市町村行政ネットワーク（LGWAN）に接続し、国・地方公共団体間での電子文書の交換、電子メールなどを行うための経費を計上してございます。

次に37ページにかけての目8電算費、電算一般経費につきましては、住民基本台帳業務や税業務等の基幹業務システムなどに要する経費で、サーバーや端末等の保守料、リース料、ソフトウェアの保守料、使用料などでございます。

総務課長（臼井君） 続きまして、37ページから38ページにかけての目10業務管理費は、庁舎全体の光熱水費、修繕料、電話料金などや庁舎設備の保守点検料、総務課管理の車両の点検料、町が所有いたしております車両全体の自賠責保険料等でございます。

住民環境課長（竹内君） 続きまして、38ページの目11防犯対策費でございますが、防犯灯に係る蛍光灯等の消耗品、電気料、新設・修繕の工事請負費と更埴防犯協会連合会への負担金、町防犯協会等への補助金でございます。

続いて、39ページにかけての目12交通安全対策費でございますが、交通指導員の報償、新入学児童用ヘルメット等の消耗品、カーブミラー等の交通安全施設の清掃委託が主なものでございます。

同じく39ページ、目13消費生活費でございますが、消費生活展の開催等に係る経費、町消費者の会への補助金、特殊詐欺防止装置取付費補助金が主なものでございます。

企画政策課長（伊達君） 続きまして、40ページの目14男女共同参画推進費につきましては、「女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかき」の講師謝金や、関係団体への補助が主なものでございます。

収納対策推進幹（鳴海さん） 続きまして、40ページから42ページにかけて、項2徴税费、目1税務総務費は、固定資産評価審査委員の報酬、職員の人件費など経常的経費及び長野県地方税滞納整理機構への負担金等でございます。

続いて、目2賦課徴収費は、町税に関わる申告書及び納税通知書等の印刷製本費や発送に係る通信運搬費、町税等の賦課徴収に係る電算等への委託費及び固定資産評価基礎資料整備に係る委託のほか、申告に伴う税額更正や過誤納付等に係る税償還金・還付加算金などでございます。

住民環境課長（竹内君） 43ページから44ページにかけての項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は、人件費等経常的な経費のほか、各種届出及び証明に係る用紙等の消耗品費、印刷製本費、戸籍住民基本台帳等に係る電算委託、保守点検委託、システム使用料、

また、コンビニ交付サービス運用に係るコンビニ交付手数料及び地方公共団体情報システム機構への負担金等が主なものでございます。

総務課長（臼井君） 続きまして、44ページの項4選挙費、目1選挙管理委員会費は、選挙管理委員4名の報酬等でございます。

45ページのみ6県議会議員選挙費は、4月9日に投開票が予定されております長野県議会議員一般選挙に要する経費、46ページにかけてのみ7町長・町議会議員選挙費は、4月23日に投開票が予定されております坂城町長、坂城町議会議員一般選挙に係る経費でございます。

今回の町長・町議選から選挙ポスター等につきまして、公費負担の運用が始まりますことから、新たに選挙運動費用公費負担金を計上いたしております。

企画政策課長（伊達君） 続きまして、47ページの項5統計調査費、目1統計調査総務費では統計全般に係る経費を、目2委託統計調査費は指定統計調査に要する経費で、本調査経費として学校基本調査、住宅・土地統計調査、また、次年度以降の本調査に備えた準備段階として国勢調査調査区設定、世界農林業センサスに要する経費を計上してございます。

総務課長（臼井君） 続きまして、48ページの項6監査委員費、目1監査委員費は、監査委員の報酬等でございます。

福祉健康課長（堀内君） 続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございます。48ページから50ページにかけての社会福祉一般経費は、福祉委員の報酬、職員の人件費のほか、節12では生活困窮者等自立相談支援事業の委託経費、節18では福祉委員協議会への補助金や民生委員の活動費交付金など、福祉関係団体等への補助金、負担金を計上してございます。

社会福祉協議会補助事業では、社協の円滑な運営を支援する社会福祉協議会補助金のほか、結婚相談、心配ごと相談に係る補助金を計上しております。

国民健康保険特別会計繰出金事業は、所得の低い方の保険税軽減に係る保険基盤安定繰出金など国保特別会計への繰出金を計上しております。

住民環境課長（竹内君） 続きまして、51ページ、目2国民年金事務費でございますが、国民年金の資格取得・喪失申請や免除申請、住所変更、氏名変更等の手続に係る事務経費で、主なものは新成人への啓発用品の配布、広報紙による啓発記事の掲載でございます。

福祉健康課長（堀内君） 続きまして、目3老人福祉費でございますが、51ページの老人福祉一般経費は、節13の福祉バスのリース料のほか、節18では長野広域連合、更埴地域シルバー人材センター、老人クラブ等に対する負担金、補助金を計上してございます。

52ページにかけての老人福祉町単事業は、節18にて高齢者祝賀行事への補助、節19にて敬老祝金などの経費を計上しております。

高齢者生活支援事業では、外出に車椅子を必要とする方などの医療機関等への送迎に関する外出支援サービスに係る経費を計上しております。

介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険給付に係る町の負担分など、特別会計への繰出金でございます。

後期高齢者医療保険事業では、長野県後期高齢者医療広域連合への事務費、給付費に係る負担金、特別会計への繰出金などがございます。

53ページにかけての介護予防施設管理等運営事業は、ふれあいセンターの管理運営に係る経費でございます。

次に、目4心身障がい者福祉費でございます。心身障がい者福祉一般経費は、節18において障害支援区分認定審査会に係る長野広域連合への負担金、障がい者が働く福祉施設の自主製品販路拡大等事業への補助金などを計上いたしました。

54ページの重度障がい者介護慰労金支給事業では、重度障がい者を在宅で介護する方への慰労金を計上しております。

福祉タクシー委託事業は、重度障がい者の外出等の負担軽減のため、タクシー利用券を交付するものでございます。

心身障がい者町単事業は、節18にて精神障がい者入院医療費に対する助成、じん臓機能障がい者の通院費や、障がい者施設などへの通所費の補助金などを計上しております。

また、節19では、重度心身障がい者の福祉年金、難病等の患者への見舞金などを計上しております。

55ページにかけての福祉医療給付事業では、福祉医療費給付全体に係る審査等委託費のほか、節19で重度障がい者への福祉医療費、節20で福祉医療受給者の医療費窓口負担の軽減を図る福祉医療費サポート資金貸付金を計上いたしました。

自立支援給付一般事業費は、法定の障がい福祉サービス給付に係る審査手数料等事務的な経費でございます。

介護・訓練等給付事業費は、法定の障がい福祉サービスとして居宅介護や生活介護などの介護給付、就労移行支援や就労継続支援などの訓練給付といったサービスを提供するための経費と、所得の低い方の施設入所等における光熱水費などを助成する特定障害者特別給付費などが主なものでございます。

56ページにかけての自立支援医療事業費では、身体障がいの除去や軽減を図るために、対象となる手術等を受けた場合の自己負担に係る医療費の給付を行う更生医療、育成医療等に係る経費でございます。

補装具支給等支援事業費では、身体機能を補う装具の支給・修理に係る経費を計上しております。

57ページにかけての地域生活支援事業費は、障がい者の自立した日常生活や社会生活を支援するため、節12で相談員の委託のほか、訪問入浴サービスや地域活動支援センターや成年後見支援センター等の委託費を、節19では日中一時支援サービスや日常生活用具の支給などに要する経費を計上してございます。

障害者計画等策定事業では、令和6年度からの第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の策定に係る委託料等を計上いたしました。

企画政策課長（伊達君） 57ページから58ページにかけての目5人権同和推進費の主なものは、同和对策集会所の管理委託や人権擁護委員会の負担金、協議会への補助金、犯罪被害者等見舞金などを計上しております。

次に、59ページにかけての目6隣保館運営費では、職員の人件費と隣保館の管理及び人権啓発活動の推進、地域交流事業や文化教養活動事業に要する経費を計上してございます。

福祉健康課長（堀内君） 59ページの目7高齢者対策費は、老人福祉法に基づく養護老人ホームへの入所措置費が主な経費でございます。

次に、60ページ、目8地域包括支援センター費でございます。61ページにかけての地域包括支援センター一般経費は、介護予防に係るケアマネジメント業務や介護給付システムの保守に係る委託料など、地域包括支援センターの運営に係る経費でございます。

老人福祉センター管理等事業は、老人福祉センターの管理運営を社会福祉協議会へ委託するものでございます。

住宅整備事業は、要介護認定3以上の高齢者及び重度障がい者が自宅の居間や浴室等を改修する経費の一部を補助するものでございます。

高齢者在宅生活支援事業は、要介護認定には至らないものの在宅生活に支援が必要な高齢者へのミニデイの実施や、高齢者に係る成年後見支援センターの運営に係る委託経費を計上しております。

62ページにかけての家族介護支援事業では、介護者慰労金のほか、節12では寝具洗濯や訪問理美容サービスの委託費を、節18では、おむつなど介護用品購入費の補助などを計上しております。

緊急通報体制整備事業は、ひとり暮らし高齢者の安心・安全に資するため、訪問員の報償のほか、あんしん電話や水道メーターを活用した見守り事業に係る委託料、使用料、賃借料等を計上しております。

次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。63ページにかけての児童手当は、節19扶助費にて中学生までの子どもを養育している保護者等に支給する児童手当を計上してございます。

子ども医療給付事業では、18歳までの入通院に係る医療費自己負担分の助成経費を、出産

祝金事業は、少子化対策の一環としてお子さんの生まれた親御さんに対し町の商品券を支給するものでございます。

障がい児通所等支援事業では、障がい児施設の通所等に係る法定のサービス給付費などの経費を計上しております。

続きまして、目2母子父子等福祉費でございます。母子父子等福祉事業費では、母子・父子家庭のお子さんの小中学校への入学時と中学・高校卒業時の激励祝金などを、64ページにかけての母子・父子医療給付事業は、母子家庭等及び父子家庭に係る福祉医療費でございます。

子ども支援室長（細田さん） 続きまして、64ページから65ページにかけての目3保育園総務費でございますが、主なものは人件費をはじめ3園分の賄材料費、給食調理業務委託等の経常的経費のほか、他市町村への広域入所に係る負担金を計上してございます。

次に、69ページにかけての目4南条保育園費、目6坂城保育園費、目7村上保育園費は、それぞれの保育園の運営に係る経費でございます。主なものは、需用費では燃料費、光熱水費、委託料では施設や機械類の保守管理料、使用料及び賃借料では厨房機器のリース料などがございます。

70ページにかけての目8児童館運営費は3児童館の運営に係る経費で、館長、補助員の人件費、その他経常的な経費が主なもので、目9放課後児童健全育成費は、3児童館の支援員、補助員の人件費が主なものでございます。

71ページから72ページにかけての目10子育て支援センター事業費は、人件費をはじめ子育て支援センターの運営に係る経常的経費を計上しており、子育てに関する悩みなどに広く対応できるよう、公認心理師や家庭児童相談員を配置し、相談事業の充実に努めてまいります。

72ページの目11出産・子育て応援交付金事業は、全ての妊婦及び子育て家庭に対し、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と併せ、妊娠届出時及び出産後に応援金等を支給し、経済的支援を行う国の事業で、今年度については補正予算で対応し、先月から事業を開始したところであります。令和5年度当初予算につきましては、国において事業実施が確定している上半期分を計上し、妊婦及び出生した子の養育者に対し5万円を支給する出産・子育て応援交付金が主なものでございます。

福祉健康課長（堀内君） 続きまして、73ページ、項3災害救助費、目1災害救助費では、災害等による見舞金及び炊き出しに係る食糧費を計上しております。

議長（小宮山君） 詳細説明の途中ですが、ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時45分～再開 午後 1時30分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

引き続き詳細説明を求めます。

保健センター所長（竹内さん） 午前に引き続きまして、予算書73ページ、款4衛生費から歳出の詳細説明を申し上げます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございますが、73ページから74ページにかけての保健衛生一般経費は、人件費などの経常的な経費が主なものでございます。

75ページにかけての精神保健福祉等事業は、精神障がい者を支援するためのこころのリハビリ教室、こころの健康相談の開催に係る経費のほか、令和6年度から10年度を計画期間とする坂城町自殺対策推進計画の策定に係る経費を計上してございます。

次に、目2予防費でございますが、75ページの予防費一般経費は、千曲医師会管内や長野地域、上田地域と共同で医療体制を確保するための委託料や負担金が主なものでございます。

76ページの結核関係一般経費は、65歳以上の町民を対象に結核レントゲン検診を実施するための経費でございます。

77ページにかけての乳幼児健診事業は、乳幼児健診及び不妊・不育治療費の助成に係る経費や妊産婦健診、産後ケア事業による医療機関等へ支払う委託料等の経費が主なものでございます。

同じく77ページの予防接種事業は、法定の予防接種を実施するための経費や、子どものインフルエンザ予防接種費用の助成に係る経費、積極的勧奨の差し控えにより接種の機会を逃した方への子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種、また一定の年齢要件に該当する男性に対して行う風疹抗体検査と検査結果が陰性の方への予防接種費用に係る経費等でございます。

78ページにかけての新型コロナウイルス予防接種事業は、新型コロナワクチンの追加接種等に係る経費を計上してございます。

続きまして、目4健康増進事業費でございますが、79ページの健康増進事業は、令和5年度末の年齢が19歳から39歳までの方を対象に実施する一般健診や各種がん検診などの委託料が主なものでございます。

80ページにかけての後期高齢者健康推進事業は、高齢者の保健事業と介護予防の一体化を実施するための経費や、後期高齢者の健康診査、人間ドックの委託料が主なものでございます。

同じく80ページの食育・健康づくり推進事業は、各年代に沿った食育や健康づくりのための教室の開催に要する経費でございます。

81ページにかけての目5保健センター管理費でございますが、保健センターの施設管理などに要する経常的な経費でございます。

住民環境課長（竹内君） 続きまして、81ページのみ6環境衛生費でございますが、環境衛生一般経費は、環境衛生委員の報酬。

雑排水浄化槽汚泥処理委託事業は、家庭雑排水浄化槽汚泥の収集運搬及び処理の委託。

自治区環境整備事業補助金は、各自治区において、毎年6月の環境月間に合わせて実施していただいている環境浄化事業に対する補助。

不法投棄ごみ撤去事業は、シルバー人材センターへの不法投棄防止パトロール及びごみ撤去の委託料。

狂犬病予防事業は、獣医師会への狂犬病予防注射の委託料、犬の登録台帳の管理に伴う負担金が主なものでございます。

続きまして、82ページの日8環境保全対策費でございますが、環境保全対策一般経費は、空家対策に係る協議会委員の報酬、主要河川等の定点定期水質調査及び井戸水等の地下水調査の委託、また、地域猫活動に取り組む団体への活動補助金及び地域猫不妊去勢手術費補助金が主なものでございます。

建設課長（関君） 目9上水道費の主なものにつきましては、上水道事業の広域化研究に伴う先進地視察に係る旅費及び負担金でございます。

目10合併処理浄化槽設置費の主なものは、水環境の保全を図るため、公共下水道の整備計画区域以外の合併処理浄化槽の設置に係る補助金でございます。

住民環境課長（竹内君） 続きまして、83ページの項2清掃費、目1清掃総務費でございますが、清掃総務一般経費は、各世帯へ配布するごみ分別収集計画表の印刷、各自治区を通じてのごみ指定袋のあっせんに伴う自治区への手数料、町ごみ減量化推進委員会への補助が主なものでございます。

ごみ危険物収集所整備補助事業は、各区において可燃・不燃のごみ収集所の整備を行った際に、その費用の一部を補助するものでございます。

続きまして、84ページにかけての日2塵芥処理費でございますが、塵芥処理一般経費は、消耗品費で可燃ごみ及び不燃ごみの指定袋の購入、一般廃棄物の収集運搬及び処理委託、長野広域連合負担金、葛尾組合負担金が主なものでございます。

資源物回収奨励事業は、資源物のリサイクルを推進するための非営利団体への回収奨励金でございます。

ごみ減量化容器等設置補助事業は、個人が生ごみ処理機等を購入した場合に、購入費の一部を補助するものでございます。

目3し尿処理費につきましては、千曲衛生施設組合への経常的負担金と、し尿投入量に応じた負担金でございます。

商工農林課長（竹内君） 続きまして、85ページ、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費からご説明いたします。

85ページの労政一般経費では、職員の人件費のほか、当町も参画している長野地域若者就職促進協議会事業に係る負担金や、テクノハート坂城協同組合への補助金などを計上しており

ます。

86ページにかけての勤労者福祉対策事業では、中小企業退職金共済の掛金や一般財団法人更埴地域勤労者共済会への補助金、また勤労者生活資金貸付預託金などを計上しており、勤労者総合福祉センター管理一般経費は、同センターの施設管理を一般財団法人更埴地域勤労者共済会に委託するための経費でございます。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費でございますが、87ページにかけての農業委員会一般経費は、職員及び農業委員等の人件費のほか、長野農業委員会協議会への負担金などが主なもので、農業者年金業務では、農業者年金の加入推進に向けた経費などを計上いたしました。

88ページにかけての目2農業総務費、農業総務一般経費は、職員の人件費でございます。

次に、89ページにかけての目3農業振興費、農業振興一般経費では、節18において営農条件の厳しい地域を支援する中山間地域直接支払事業や、若手農業者などを支援する新規就農者育成総合対策事業、また、ワイン用ブドウの苗木などの購入を補助するワインぶどう産地化補助金、新規就農者の家賃や農業機械の購入等を助成する新規就農者支援補助金など、農業振興に係る各種補助金が主なものでございます。

90ページにかけての地域営農推進事業では、農業支援センターへの農機具保管庫管理委託料やアグリサポート事業などを行うための補助金、また農産物直売所への補助金などを計上しております。

需給調整推進対策事業では、米の需給調整を行うための転作推進補助金などを計上し、農振地域整備促進事業では、農業振興地域整備促進協議会の委員報酬のほか、農業振興地域整備計画の総合的な見直しを進めるため、計画策定に係る委託経費を計上いたしました。

次の農地銀行活動促進事業は、ファミリー農園の農地借上料が主なもので、農産物加工施設管理費では、農産物加工施設の光熱水費などの管理経費が主なものでございます。

91ページのさかきブランド推進事業では、ねずこんのホームページの管理委託や、地域資源を活用した新商品の開発等を支援するさかきブランドづくり事業補助金などを計上しております。

続きまして、さかきワイン文化推進事業につきましては、ワインが町の新しい文化として浸透し、坂城産ワインに親しみ、応援いただくための取組を行うもので、千曲川ワインバレー特区連絡協議会の負担金、ワイン文化推進のためのセミナーなど、イベント開催に対する補助金を計上しております。

92ページにかけての有害鳥獣対策事業では、鳥獣被害対策実施隊や地域と猟友会が連携して実施する集落捕獲隊の報酬のほか、有害鳥獣の駆除に係る委託料、また、電気柵など予防施設設置に対する補助金などを計上しております。

次に、92ページから93ページにかけての目5農地費、農地一般経費の主なものは、節18で計上いたしました六ヶ郷用水組合や埴科郡土地改良区への負担金のほか、土地改良事業の償還負担金などでございます。

93ページの農道等基盤整備町単事業は、農道や農業用水路等の土地改良施設の整備、維持に係る経費で、町単補助事業では、地域で実施する用水路や農道等の整備に対する原材料費及び補助金を計上いたしました。

次の農村地域防災減災事業では、町内の防災重点ため池の安全性や貯水機能の確保に向けて計画的に改修を行っていくため、令和5年度では2か所のため池について耐久性などの調査に係る委託経費を計上し、多面的機能支払交付金事業では、農業者が共同して取り組む農地、水路、農道等の維持や機能回復を図る活動を支援するため、7団体への交付金を計上しており、農業水路等長寿命化防災減災事業では、欠口用水の会地排水門の自動化工事に係る経費を計上いたしました。

次に、項2林業費でございます。94ページの日1林業総務費、林業総務一般経費の主なものは、職員の人件費のほか森林巡視に係る委託料や林産振興に係る負担金などでございます。

目2林業振興費の松くい虫防除対策事業では、長野県防除実施基準に基づく空中散布及び無人ヘリ散布、伐倒駆除のほか、根茎感染防除、植樹などの松くい虫防除対策を総合的、複合的に実施するための経費を計上しております。

95ページの町有林管理事業では、林業委員の年報酬や作業報酬のほか、町有林の管理に係る経費を計上し、特用林産振興事業では、中之条の原木キノコの生産施設の光熱水費や、「お〜い原木会」への生産振興に向けた補助金を計上しております。

次に、96ページにかけての日3林道事業費、林道事業一般経費では、林道整備などに係る作業員の報酬や管理委託料のほか、補修工事に係る経費が主なものでございます。

続きまして、96ページの日4森林環境整備推進事業費では、森林環境譲与税を財源として管理が行き届いていない山林の整備を図るもので、森林経営管理意向調査に係る委託料、また意向調査に基づき森林整備を行う事業体を支援する森林整備推進事業補助金などを計上しております。

続きまして、款7商工費、項1商工費でございます。97ページにかけての日1商工総務費、商工総務一般経費では、職員の人件費及び中小企業能力開発学院への補助金などを計上しております。

98ページにかけての日2商工振興費、商工振興一般経費では、中小企業の設備投資などに対する商工業振興補助金や、商工会経営改善普及事業補助金及び商業店舗リフォーム補助金などを計上しております。

中小企業対策事業では、中小企業の経営安定を図るため、保証料補給金や町経営安定特別資

金、新型コロナウイルス対策に係る利子補給金、中小企業振興資金貸付預託金のほか、町内企業の受注機会の拡大などを支援するため、坂城町出品者協会への出展補助金を計上しております。

99ページにかけての中心市街地活性化事業では、中心市街地の町並み整備に向けた検討に伴う委員報酬のほか、中心市街地コミュニティセンターの管理に係る委託料や、けやき横丁の管理に係る経費などを計上いたしました。

次に、目3観光費、観光一般経費では、観光パンフレットなどの印刷製本費、葛尾城や狐落城などの遊歩道整備委託のほか、観光推進団体への負担金などを計上しており、町民まつり事業では、町民まつり実行委員会への補助金を計上いたしました。

次に、100ページの日4商工企画費、商工企画一般経費では、B. Iプラザの光熱水費のほか、節18において町内企業の振興を図る各種団体への負担金や補助金、また、新製品の開発等を支援するコトづくりイノベーション補助金などを計上し、工業団地整備事業では、テクノさかき工業団地内の街路樹の剪定など、環境整備に係る委託料などを計上いたしました。

101ページの坂城テクノセンター支援事業では、テクノセンターが行う各種研修事業や試験計測事業などへの運営補助のほか、試験機器の校正や金属3Dプリンター導入に係る賃借料などへの補助金を計上いたしました。

102ページにかけての鉄の展示館管理一般経費では、鉄の展示館の管理に係る経常的な経費のほか、企画展などの開催に要する経費を計上しており、令和5年度では、「第13回新作日本刀研磨外装刀職技術展覧会」のほか、「第16回お守り刀展覧会」などを計画しております。

建設課長（関君） 103ページにかけての款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費は、職員の人件費など経常的経費が主なものでございます。

104ページの項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、道路橋梁総務一般経費の主なものは、道路橋梁の照明等の電気料、道路台帳などの保守管理委託料、県が実施しますインター線先線の建設工事に伴う道路改良の負担金などでございます。

続きまして、町単補助事業につきましては、各区が実施します土木工事への事業費補助でございまして。

次に、交通安全施設整備事業は、カーブミラー、防護柵、路面標示など交通安全施設の修繕及び設置工事費などでございます。

目2道路維持費は、町道の清掃・除草などの委託料、道路補修に係る原材料費が主なものでございます。

105ページの日3道路新設改良費、道路改良事業（A01号線）につきましては、補償算定の委託料、道路改良工事用地補償が主なものでございます。

道路新設改良一般事業はA06号線の道路改良工事及び電柱移転費で、道路改良事業（舗装修繕）は町道A01号線坂城地区の舗装修繕工事に係る経費でございます。

目4橋梁新設改良費は、昭和橋などの工事に係る設計委託料、橋梁の修繕工事費でございます。

106ページの項3河川費、目1河川総務費は河川愛護団体への補助金、目2河川改良費は水路改良、沈砂池のしゅんせつ工事に係る経費が主なものでございます。

次に、107ページの項4住宅費、目1住宅管理費、住宅管理一般経費は、職員の人件費のほか、町営住宅などの管理に係る樹木の手入れなどの維持管理経費や修繕工事が主なものでございます。

108ページにかけての空家活用事業は、坂城町空き家情報バンクのホームページの保守管理委託料、空き家バンクに登録されている空家の片づけ、修繕等に係る費用の一部を補助する事業費でございます。

目3住宅・建築物耐震改修事業費の住宅・建築物耐震改修事業は、一般木造住宅等の耐震診断及び耐震補強工事に係る補助金で、住宅リフォーム補助事業は、住環境の向上に資するため住宅リフォームの費用に補助を行う経費でございます。

続きまして、109ページにかけての項5都市計画費、目1都市計画総務費は、都市計画の事務事業に係る職員の人件費、また都市計画基礎調査に係る業務委託が主なものでございます。

目3下水道費は、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

110ページにかけての目4公園管理費、公園管理一般経費は、びんぐしの里公園、和平公園など公園緑地の管理経費で、指定管理者である坂城町振興公社への公園管理業務、また遊具の保守点検の委託料などが主なものでございます。

111ページにかけての花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園の維持管理のための人件費や施設整備の委託料、第18回ばら祭り実行委員会等への補助金が主なものでございます。

次に、112ページにかけての項6高速交通対策費、目1高速交通総務費は、坂城駅等の管理業務、昨年4月より実証実験の運行を行っておりますデマンド交通乗り合いタクシー事業に係る委託料、循環バスの運行車両の賃借料、しなの鉄道の車両更新に係る負担金が主なものでございます。

目2高速交通対策整備事業費は、湯水対策事業として設置しました井戸ポンプの光熱水費が主なものでございます。

113ページにかけての項7地籍調査費、目1地籍調査事業費の主なものは、御所沢地区等の地籍調査に係る委託料でございます。

住民環境課長（竹内君） 続きまして、113ページの款9消防費、項1消防費、目1常設消防

費は、千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊に係る負担金でございます。

次に、114ページにかけての目2非常備消防費は、消防団員の活動に係る経費で、主なものは消防団員の報酬、消防団員退職報償金、消耗品費では新入団員や補充用はっぴ・活動服等の購入、埴科消防協会負担金、分団運営補助金、消防団員出動交付金でございます。

続いて、115ページにかけての目3消防施設費は、消防施設、機械器具の整備、維持管理、防災等に係る経費で、主なものは消防団詰所等の光熱水費、消防施設の修繕等に係る工事請負費、消防用ホース、非常用備蓄機材等の購入に係るものでございます。

建設課長（関君） 目4水防費は、土のう袋など消耗品費や機材の修繕に係る経費、水防関連の原材料費が主なものでございます。

企画政策課長（伊達君） 続きまして、116ページの子目5防災費につきましては、同報系防災行政無線の運用に係る維持管理費用として、各操作端末などを結ぶ通信回線の通信費、設備の保守点検委託料、転入・転出・転居などに対応するため戸別受信機の設置などの工事費が主なものでございます。

教育文化課長（長崎さん） 続きまして、款10教育費につきましては、116ページの項1教育総務費、目1教育委員会費は、教育委員の報酬及び郡市協議会等の負担金が主なものでございます。

次に、目2事務局費ですが、117ページから118ページにかけての事務局一般経費は、特別職・一般職の人件費や、教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーを配置し教育相談、教育支援委員会を運営する経費、そして学校サーバー等のハードウェア使用料などでございます。

119ページにかけての教育振興事業は、高校生・大学生等への奨学金、特色ある学校づくり交付金が主なものでございます。

私立幼稚園補助事業は、町内に住所を有し私立幼稚園に通園する園児の幼児教育・保育の無償化に伴う給付費及び町内私立幼稚園への施設型給付費等の交付を行うものでございます。

教員住宅管理事業は、教員住宅に係る修繕費等が主なものでございます。

120ページにかけての学力向上事業は、学力検査を実施し児童生徒の基礎学力の向上を図るための経費と、バランスのよい体力づくりの指導を行うための体力調査等に係る経費でございます。

大峰教室等自立支援事業は、不安や悩みのある子どもたちに学習指導や相談、支援を行う指導員の人件費が主なものでございます。

121ページにかけての児童生徒支援事業では、様々な特性のある児童生徒への支援や、外国籍児童生徒への支援を行う支援員等の人件費を計上したところでございます。

GIGAスクール構想推進事業では、導入した端末、ネットワーク等の保守及びICT支援

に係る経費が主なものでございます。

続きまして、項2小学校費でございます。122ページにかけての目1小学校総務費、小学校総務一般経費は、小学校の司書の人件費のほか外国語指導講師の委託料などが主なものでございます。

123ページにかけての目2南条小学校管理費は、学校運営及び校舎等施設の維持管理のための経常的経費が主なものでございます。小学校管理費につきましては、目4坂城小学校管理費、目6村上小学校管理費につきましても、ほぼ同じ内容となっております。

次に、123ページから124ページにかけての目3南条小学校教育振興費ですが、教科学習に係る消耗品や理科教科用備品、児童図書など教材用備品が主なもので、そのほか就学援助費等を計上しております。教育振興費につきましても、目5坂城小学校教育振興費、目7村上小学校教育振興費とも、ほぼ同じ内容となっております。

続きまして127ページ、項3中学校費、目1中学校総務費でございしますが、外国語指導講師の委託料などが主なものでございます。

続いて、128ページにかけての目2学校管理費は、事務員、司書の人件費のほか、中学校の運営、校舎等施設の維持管理のための経常的な経費でございます。

129ページにかけての目3教育振興費は、小学校と同様、教科学習に係る消耗品や理科教科用備品、生徒用図書など教材用備品が主なもので、そのほか、就学援助費等を計上しております。

続いて、項4社会教育費、目1社会教育総務費でございしますが、131ページにかけての社会教育総務一般経費では、社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、職員人件費のほか、文化協会などへの補助金が主なものでございます。また、5年度から始まる休日の中学校部活動の地域移行に係る千曲坂城クラブへの負担金を新たに計上いたしました。

文化の館事業は、施設管理に係る経常的な経費が主なものでございます。

次に、132ページにかけての目2公民館費、公民館一般経費では、館長、副館長の人件費のほか、分館役員等への謝礼、そして27分館への活動費補助が主なものでございます。

各種公民館事業では、文化講座、リトミック講座、二十歳のつどいのほか、文化体育事業などに係る経費、公民館報の印刷製本費を計上しております。

133ページの分館施設整備補助事業では、分館活動の基盤となる地区公民館などの整備補助を行っております。

続きまして、134ページにかけての目3図書館費、図書館一般経費では、図書館長等の人件費、図書館講座に係る講師謝礼、そして館内清掃など施設の維持管理委託のほか、図書の購入費を計上しております。

図書館ネットワークシステム事業は、システム機器の保守管理、賃借料等が主な内容でござ

います。

続きまして、136ページにかけての目4文化財保護費、文化財保護一般経費では、文化財保護審議会委員等の報酬、人件費、文化財の保護、伝統芸能の保存継承のための保存団体等への補助のほか、旧久保家住宅の管理に係る経費を計上しております。

坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、施設の管理運営に係る費用が主なものでございます。

137ページにかけての埋蔵文化財発掘調査事業では、開発行為などに伴う立会い調査、試掘調査に伴う重機借上料などが主なものでございます。

目5資料館管理費は、格致学校の管理運営に係る費用でございます。

138ページにかけての目6文化センター管理費は、施設の維持管理に係るものが主なもので、宿日直、清掃、エレベーター、浄化槽等施設管理に係る業務委託などでございます。

目7青少年育成費では、青少年を育む町民会議への補助が主なもので、青少年健全育成事業を推進してまいります。

139ページにかけての目9生涯学習振興費は、さかきふれあい大学等の講師謝礼や、コンサートの出演料及び講座運営等の委託が主なものでございます。

続きまして、140ページにかけての項5保健体育費、目1保健体育総務費でございますが、保健体育総務一般経費では、スポーツ推進委員への報酬や体育協会、スポーツ少年団への補助が主なものでございます。

各種スポーツ教室開設事業は、幼児から高齢者までを対象とした事業に係る講師等委託料のほか施設等の使用料でございます。

体育施設整備事業は、グラウンド等体育施設の整備委託費や体育施設用地の借上料が主なものでございます。

141ページ目の目2武道館管理費は、指導員の報酬のほか施設の維持管理に係るものが主なものでございます。

142ページにかけての目3食育・給食センター運営費は、職員の人件費、施設の燃料費、光熱水費、賄材料費が主なもので、そのほか給食の配送、調理業務等の委託料を計上しております。物価高騰などにおける保護者の負担軽減を図りつつ、地産地消を推進し、安心・安全な給食の提供に努めてまいります。

財政係長（宮嶋君） 143ページの款12公債費でございます。主に長期債の元金とその利子の償還に充てる経費でございますが、元金について据置きとなっていた坂城小学校太陽光発電設備蓄電池設備設置事業に係る防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債や、新型コロナウイルス感染症の流行による、国からの交付金等の減収相当分を補填するものとして借り入れた減収補填債の償還の開始等により、前年度より1,330万3千円の増額、公債費全体では、前年度対比プラス1.9%、1,132万8千円の増額となる6億384万4千円を計上いたして

おります。

次に、款14予備費につきましては、予期しない支出に備えるもので、前年度と同額の1千万円の計上となっております。

続きまして、歳出の性質別内訳につきましては、附属の当初予算資料にお示しをさせていただきますので、当初予算資料3ページ、歳出性質別内訳表をご覧ください。

初めに、投資的経費につきましては、町道A01号線道路改良工事や昭和橋等の橋梁修繕事業など、引き続き工事を進めてまいります。また、ため池の耐性評価、六ヶ郷用水の水門や会地排水門の自動化を行う防災・減災事業に係る予算を新たに計上しておりますが、びんぐし湯さん館リニューアル改修事業や町体育館の耐震及び大規模改修事業の完了等により、前年度対比マイナス72.8%、9億3,553万2千円の大幅な減額となる3億5,013万7千円でございます。

義務的経費につきましては、人件費は0.4%の増、障がい者等への福祉サービス給付費などの扶助費については0.5%の減、公債費では1.9%の増となっており、義務的経費全体では、前年度対比プラス0.5%となる26億8,454万3千円でございます。

また、その他経費の主なものとして、物件費については、今年度から2か年にかけて策定する都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画の策定委託に加え、令和5年度は、定期的に見直しが必要な橋梁長寿命化計画や障害者計画などの策定委託に係る経費等を計上いたしましたが、新型コロナウイルス予防接種事業の接種委託料の減額等により、5,121万7千円の減額、補助費等については、継続事業としてスマートエネルギー設備設置補助金や移住定住促進事業補助金のほか、町長・町議会議員選挙に係る選挙運動用公費負担金や中学生の部活動地域移行負担金を新たに計上し、また、ごみ処理施設事業に係る長野広域連合負担金等が増額となったことにより、5,200万1千円の増額、繰出金については、介護保険特別会計への繰出金の増額により、321万6千円の増額、その他経費全体では140万2千円の増額となる33億2,532万円といたしました。

なお、歳出予算の総額につきましては、前年度対比マイナス12.6%の63億6千万円でございます。

以上で、令和5年度坂城町一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（小宮山君） 以上で、議案第14号「令和5年度坂城町一般会計予算について」の各課長等による詳細説明が終わりました。

次に、議案第15号以下議案第18号までの特別会計予算について、各課長等の詳細説明を求めます。

初めに、議案第15号「令和5年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」。

福祉健康課長（堀内君） 議案第15号「令和5年度坂城町国民健康保険特別会計予算につい

て」ご説明申し上げます。

令和5年度の本特別会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億3,693万6千円で、前年度と比較して1,927万1千円、1.3%の減でございます。国民健康保険につきましては、平成30年度の制度改正に伴い、県も保険者として財政運営の責任主体となり、本予算案では、主な歳入としまして、国民健康保険税のほか保険給付費に応じて県から交付される普通交付金などを計上し、一方、主な歳出としましては、実績を基に推計した保険給付費及び県へ納める国民健康保険事業費納付金を計上いたしております。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明いたします。

初めに歳入について申し上げます。3ページの款1国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者の納付金分について計上し、総額で2億6,353万1千円、被保険者数の減少等により、前年度に対し473万3千円の減でございます。

4ページの款6県支出金につきましては、保険給付費等交付金として保険給付費に充てられる普通交付金及び財政状況や特別の事情に対する調整分の特別交付金を計上いたしました。

5ページから6ページにかけての款8繰入金は、従来の低所得の方の保険税を公費負担する保険基盤安定分や事務費分などに加え、令和4年度からは未就学児の均等割を半額に軽減する措置に伴う公費負担分についての一般会計からの繰入金を計上するとともに、国民健康保険基金からの繰入金を計上してございます。

続いて、歳出について申し上げます。

8ページから9ページの款1総務費は、項1総務管理費で事務の共同処理に係る国保連合会への委託料、項2徴税费で賦課徴収に係る印刷費や電算委託などが主な経費でございます。

10ページから13ページにかけての款2保険給付費は、加入者の医療費に係る保険負担分や出産育児一時金などを計上しており、総額10億6,899万5千円、前年度対比で910万2千円、0.8%の減額計上でございます。

主な内容としましては、療養給付費が総額9億1千万円で、前年度対比1千万円、1.1%の減、療養費1千万円、高額療養費が1億4千万円で、それぞれ前年同額でございます。

13ページから15ページにかけての款3国民健康保険事業費納付金は、総額3億3,703万8千円で、前年度対比1,068万7千円、3.1%の減でございます。

国民健康保険事業費納付金は、県全体で見込まれる医療給付費等について、国の負担分など特定の財源で賄えるもの以外を各市町村の被保険者数や所得水準の規模で必要費用を案分し、過去の医療費水準を加味した上で、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ごと提示されるもので、医療給付費分は2億1,852万8千円、後期高齢者支援金分は8,917万円、介護納付金分は2,934万円でございます。

15ページから17ページにかけての款5保健事業費は、特定健診や特定保健指導等の事業に要する費用のほか、保健事業の事務的経費で総額2,239万円、前年度対比45万3千円、2.1%の増でございます。

以上で、令和5年度坂城町国民健康保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（小宮山君） 次に、議案第16号「令和5年度坂城町下水道事業特別会計予算について」。

建設課長（関君） 議案第16号「令和5年度坂城町下水道事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

下水道事業につきましては、地形等の要因により未整備となっております箇所の整備を引き続き進めてまいります。本予算案は、歳入歳出それぞれ7億1,741万5千円を計上いたすもので、令和4年度当初予算と比較しまして5,882万5千円、約7.6%の減とするものでございます。

それでは、予算に関する説明書の3ページから、主なものについて歳入から申し上げます。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道負担金は、下水道建設費の一部を受益者の皆様にご負担いただいております。令和4年度事業費及び面整備の拡大がおおむね完了となったことから、前年度対比4,840万円減の1,470万円を計上しております。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料は、供用面積が増加することに伴いまして、現年度分は前年度対比300万円増の1億7,810万円を計上いたしました。

続きまして、4ページ、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道費国庫補助金は、管渠工事などの事業費に対する交付金でございます。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、2億9,200万円を計上しております。

5ページ、款8町債、項1町債、目1下水道事業債は、公共下水道事業費及び流域下水道事業負担金、また令和5年度からの公営企業会計への移行に係る事業費分の起債分を計上しております。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

6ページの款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、受益者負担金の前納報奨金や下水道事業者として使用料等に賦課される消費税が主なものでございます。

7ページにかけての款2下水道費、項1下水道事業費、目1施設管理費は、下水道施設の維持管理に係る経費としまして、施設の修繕料、県営水道の使用料から下水道使用料金を算出するためのデータ使用料、千曲川流域上流処理区の維持管理負担金が主なものでございます。

7ページから9ページにかけての目2公共下水道事業費は、職員の人件費のほか、下水道事業の設計監理、公営企業会計への移行業務、管渠工事費、また、水道管など地下埋設物の移転補償費が主なものでございます。

9 ページから 10 ページにかけての目 3 流域下水道事業費は、千曲川流域上流処理区の処理場の施設整備等に係る負担金でございます。

10 ページの款 3 公債費、項 1 公債費は、下水道事業及び千曲川流域上流処理区の整備に係る負担金の支払いのために借り入れた起債の元金及び利子の償還でございます。

以上で、令和 5 年度坂城町下水道事業特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（小宮山君） 次に、議案第 17 号「令和 5 年度坂城町介護保険特別会計予算について」。

福祉健康課長（堀内君） 議案第 17 号「令和 5 年度坂城町介護保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算案は、令和 3 年度から 5 年度までの 3 年間の事業期間とする第 8 期介護保険事業計画における給付見込額等を基本に、本年度の給付実績も踏まえ、歳入歳出それぞれ 1 億 4 千 167 万 9 千円を計上するもので、前年度当初予算と比較して 1 億 842 万 1 千円、1.3%の増でございます。

予算に関する説明書の 3 ページから主なものについてご説明いたします。

初めに歳入について申し上げます。

3 ページ、款 1 保険料は、被保険者の所得段階等を推計する中で、前年度に対し 1 億 200 万円減の 2 億 9,210 万円を見込んでおります。

4 ページにかけての款 3 国庫支出金では、保険給付費のおおむね 20%の国庫負担金のほか、調整交付金及び地域支援事業交付金を計上し、総額は前年度に対し 3 億 86 万円増の 3 億 3,374 万 7 千円でございます。

款 4 支払基金交付金は、保険給付費の 27%分と地域支援事業に係る交付金について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、総額は前年度に対し 2 億 96 万 8 千円増の 3 億 7,708 万 8 千円でございます。

5 ページの款 5 県支出金は、保険給付費のおおむね 12.5%の負担金と地域支援事業に対する定率の交付金で、総額は前年度に対し 1 億 10 万 5 千円増の 2 億 240 万 5 千円を計上いたしました。

6 ページの款 7 繰入金は、事業に係る町負担分として、保険給付費の 12.5%と地域支援事業の町負担分、事務費分、低所得者の保険料軽減に係る公費負担分等を合わせ、2 億 1,460 万 8 千円を一般会計から、また 2,124 万 5 千円を介護保険支払準備基金から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

8 ページから 11 ページにかけての款 1 総務費は、保険料の賦課徴収費及び要介護・要支援認定に係る経費、長野広域連合への負担金、制度の普及費及び運営協議会等に要する経費など、総額で前年度より 5 億 83 万 1 千円増の 2 億 272 万 5 千円を計上してございます。

11ページからの款2保険給付費は、総額13億4,898万円で、前年度に対し272万円、0.2%の増でございます。

主な内容でございますが、11ページから17ページにかけての項1介護サービス等諸費は、要介護1から5と認定された方が利用する保険給付費で、総額12億5,094万円、18ページから22ページにかけての項2介護予防サービス等諸費は、総合事業に移行した訪問介護と通所介護を除く要支援認定者のサービスに係る保険給付費で、総額3,648万円をそれぞれ計上してございます。

23ページの項3その他諸費は、長野県国民健康保険団体連合会へ支払う審査支払手数料でございます。

23ページから25ページの項4高額介護サービス等費は、利用者のサービス利用額が限度額以上となった場合に給付する費用で2,120万円。

25ページから26ページにかけての項5高額医療合算介護サービス等費では、1年間の医療と介護の利用者負担が高額になった場合に支給する費用として505万円を計上いたしました。

26ページから29ページの項6特定入所者介護サービス等費は、施設利用者に係る食費、居住費等の自己負担分について、利用者の所得に応じて軽減し保険給付で補う費用で、総額で3,416万円を見込んでございます。

30ページから36ページの款5地域支援事業費は、総額で前年度より973万4千円増の6,903万5千円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、30ページから31ページにかけての項1介護予防・生活支援サービス事業費では、要支援認定者とチェックリスト該当者に対する訪問型・通所型サービス給付費とこれに係るケアマネジメント費用が主なもので、給付実績等から前年度に対し828万2千円増の4,461万6千円を計上しております。

32ページの項2一般介護予防事業費では、高齢者の介護予防事業として、地域住民グループ支援事業や各種健康づくりに係る事業経費のほか、独居高齢者把握事業など303万円を計上いたしました。

32ページから36ページにかけての項3包括的支援事業・任意事業費では、高齢者に関する総合相談窓口であります地域包括支援センターでの相談事業経費とともに、住み慣れた地域で高齢者を包括的に支援していくための各種任意事業費や在宅医療・介護の連携推進、生活支援体制整備のための経費2,138万9千円を計上しております。

以上で、令和5年度坂城町介護保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（小宮山君） 次に、議案第18号「令和5年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」。

福祉健康課長（堀内君） 議案第18号「令和5年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度において、市町村は徴収した保険料を後期高齢者医療広域連合へ納付することとされているため、必要な予算を計上するものでございます。

本予算案は、歳入歳出それぞれ2億5,779万1千円とするもので、前年度当初予算と比較して2,154万2千円、9.1%の増でございます。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明いたします。

初めに、歳入について申し上げます。款1後期高齢者医療保険料は、後期高齢者医療広域連合の算定によるもので、前年度より2,339万3千円増の総額2億732万5千円を計上し、目1特別徴収保険料につきましては1億4,384万2千円、目2普通徴収保険料は6,348万3千円を見込んでおります。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金につきましても広域連合の算定によるもので、保険料軽減に係る公費負担分として、前年度より232万8千円減の4,865万円を見込んでおります。

続きまして、歳出について申し上げます。

5ページの款1総務費は、保険料の徴収に係る印刷製本や通信経費などでございます。

6ページにかけての款2後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料及び保険基盤安定繰入金を合わせて医療広域連合へ納付するもので、対前年度2,106万5千円増の2億5,597万6千円を計上いたしております。

以上で、令和5年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（小宮山君） 以上で、各課長等による詳細説明が終わりました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日3月2日から3月7日までの6日間は議案調査等のため休会にいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、明日3月2日から3月7日までの6日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は3月8日、午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時29分）